

大阪狭山市立市民ふれあいの里花と緑の広場における
民間事業者と連携した実証実験の実施要領

(目的)

第1条 大阪狭山市立市民ふれあいの里（以下、「市民ふれあいの里」という。）のさらなる魅力向上や賑わい創出を図るため、大阪狭山市（以下、「本市」という。）は民間事業者と連携しながら、①花と緑の広場の各施設が持つ利用価値（行政目線）、②民間活力導入の可能性（民間事業者目線）、③利用者ニーズ（利用者目線）がマッチングするコンテンツやスキームについて、実証実験（以下、「本実証実験」という。）を実施しながら、検証することを目的とする。

(実施期間)

第2条 本実証実験の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
2 実施期間は、必要に応じて、延長等を行うものとする。

(実施場所)

第3条 本実証実験の実施場所は、市民ふれあいの里花と緑の広場（リス園、緑化植物園、イベント広場、花見広場、その他）とする。

(民間事業者の要件等)

第4条 民間事業者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しない者
- (2) 事業に関連する法令等において、必要な許可等を受けている者
- (3) 事業が市民ふれあいの里の利用者ニーズに合う内容である者
- (4) 独立採算制をもって、出店等ができる者

2 前項の規定に加え、次の各号のいずれかに該当する者については、優先的に出店を行うものとする。

- (1) 本市が令和5年度から令和6年度まで実施した市民ふれあいの里に関する民間事業者サウンディングにおいて、本市へ提案を行った実績がある者
- (2) 本市内（特に東野地区内）に店舗等がある者
- (3) 本市ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者
- (4) 『さやまのええもん認定商品』の販売者
- (5) さやりんポイント加盟店
- (6) 公園での出店実績がある者
- (7) インスタグラムのアカウントを有し、市民ふれあいの里での出店情報を広く発信できる者

(出店等)

第5条 民間事業者は出店等に際し、次の各号について、必要な手続きを行うものとする。

- (1) 本市に対し、出店に関する提案等を行うものとする。
- (2) 大阪狭山市立市民ふれあいの里条例（平成5年大阪狭山市条例第24号）第9条に基づく使用許可を受けること。なお、本実証実験として使用する場合は、本市は使用料を全額免除するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、本市は出店等を取り消すものとする。

- (1) 第4条第1項の規定に該当しないことが明らかになった場合
- (2) 第5条第2号に基づく使用許可条件に反した場合
- (3) その他、出店等できない事象等が起こった場合

（個人情報の取り扱い）

第6条 民間事業者は、出店等により得た個人情報について、関係法令等を遵守し、厳重かつ適切に取り扱わなければならない。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。